

旭川医科大学病院規程第9条の規定に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように定める。

(令和8年4月15日役員会申合せ)

旭川医科大学病院規程第9条の規定に関する申合せの一部を改正する申合せ

旭川医科大学病院規程第9条の規定に関する申合せ(平成17年7月27日役員会申合せ)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>1 選考の方法</p> <p>(1) 部長等の選考は、教授又は准教授のうちから病院長が指名する者をもって充てるものとする。<u>ただし、病院長は、本院の運営上必要があると認めるときは、これら以外の者を部長等として指名することができる。</u></p> <p>(2) 副部長等の選考は、<u>教授、准教授、講師又は助教のうちから当該部長等の推薦に基づき病院長が指名する。ただし、病院長は、本院の運営上必要があると認めるときは、これら以外の者を副部長等として指名することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この申合せは、令和8年5月1日から施行する。</u></p> <p><b>【改正理由】</b></p> <p>旭川医科大学病院規程第9条第2項の改正に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>1 選考の方法</p> <p>(1) 部長等の選考は、<u>臨床系講座及び中央診療施設等に所属する</u>教授又は准教授のうちから病院長が指名する者をもって充てるものとする。</p> <p>(2) 副部長等の選考は、<u>当該部に所属する者</u>のうちから当該部長等の推薦に基づき病院長が指名する。</p> <p>(略)</p>